

定 款

一般社団法人 苫小牧観光協会

一般社団法人 苫小牧観光協会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人苫小牧観光協会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道苫小牧市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、苫小牧市域及び支笏洞爺国立公園における観光客の誘致、観光施設の運営などの施策を講ずることにより、観光事業の健全な発展を図り、もって地域経済、文化の振興と市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光振興への啓蒙普及に関する事業
- (2) 観光宣伝及び観光客の誘致促進に関する事業
- (3) 観光関係従事者の人材確保及び資質向上等の人材育成に関する事業
- (4) 観光関連施設及び公共交通施設並びに、それらの付帯施設となる駐車場等の管理運營業務及び指定管理運營業務の受託に関する事業
- (5) 観光行事の企画、実施及び参加に関する事業
- (6) 観光情報の収集及び研究並びに提供に関する事業
- (7) 観光資源の調査、研究、開発及び整備促進に関する事業
- (8) 観光土産品の開発促進、宣伝、販売促進に関する事業
- (9) 観光事業関係機関及び諸団体との連携、協調に関する事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員として入会しようとするものは、入会申請書により会長に申し込まなければならない。

2 団体の会員にあつては、団体の代表者として本協会に対して権利を行使するもの(1名に限る。以下「指定代表者」という)を定め、会長に書面をもって届け出なければならない。指定代表者を変更した場合においても同様とする。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費納入を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費、その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2** 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席した会員の中から選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2** 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3** 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補

者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該会員又は代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2** 前項の代理権の授与は、総会ごとに行なければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該書面をこの法人に提出して行う。

- 2** 前項に規定する議決権行使書面の提出は、総会の日時の直前の業務時間の終了時とする。
- 3** 第 1 項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議 事 録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2** 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印をしなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 24 名以上 30 名以内
- (2) 監 事 3 名以内

- 2** 理事のうち、1 名を会長、4 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。
- 3** 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会において会員（団体の場合にあっては指定代表者）の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事 3 名以内を選任することができる。

- 2** 会長、副会長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2** 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3** 副会長は、会長を補佐する。
- 4** 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。
- 5** 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2** 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2** 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3** 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4** 増員として選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。
- 5** 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2** 役員には、費用を弁償することができる。
- 3** 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第29条 この法人に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 顧問は、会長の諮問に応じ及び会議に出席して意見を述べることができる。
 - (2) 参与は、会長の要請に応じこの法人の事業遂行に関する重要事項に参与することができる。
- 2** 顧問及び参与は、関係機関及び学識経験者の中から理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2** 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、他の理事の互選により理事会の議長を定める。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2** 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2** 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

- 第36条** 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て任意の機関である専門委員会を置くことができる。
- 2** 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第37条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条** この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2** 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

- 第39条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2** 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3** 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(特定資産の管理)

- 第39条の2** 特定費用準備資金及び資産の取得又は改良に充てるために保有する資産その他の特定資産の積立て及び取崩しについては、理事会にお

いて別に定める特定資産管理規程によるものとする。

(剰余金の分配禁止)

- 第40条** この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(設置等)

- 第41条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2** 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3** 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第43条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第44条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条** この法人の公告は、電子公告による。
- 2** 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第12章 補則

(委任)

- 第46条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1** この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2** この法人の最初の代表理事は福原 次郎、最初の業務執行理事は専務理事として中野 満信とする。
- 3** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1** この定款は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

- 1** 令和 4 年 5 月 27 日 一部改正

附 則

- 1** 令和 5 年 5 月 24 日 一部改正